

(2) 信用事業を行う農協、漁協における金融庁検査の実施について

① 金融庁の「金融検査マニュアル」と「系統金融検査マニュアル」は、検査を実施する観点から、その内容に差異はないものと考えるか、見解を伺いたい。

(答)

1. 金融庁の「金融検査マニュアル」は、全ての預金等受入金融機関を対象としており、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫（以下「預貯金等受入系統金融機関」という。）もその対象となっている。
2. 一方、「系統金融検査マニュアル」は、農林水産省が独自に策定したものであり、金融庁としてその内容についてコメントする立場にはないが、「金融検査マニュアル」の「取締役」等の文言を預貯金等受入系統金融機関の実態に合わせて「理事」等に替える等の修正のみを行ったものであると聞いている。

② 農林水産省は、「金融庁の「金融検査マニュアル」と同等の「系統金融検査マニュアル」による検査、検証を通じてその健全性が確保されている」としているが、実態として都道府県職員により行われる検査が、金融庁検査と同等のレベルを確保して行われていると考えているか、見解を伺いたい。

(答)

都道府県職員による農協及び漁協に対する検査については、「系統金融検査マニュアル」に基づき実施されていると聞いているが、金融庁では、その結果等を知り得る立場になく、都道府県職員による検査のレベルに関して判断はできない。

③ 農林水産省、「現行法においても、都道府県知事から内閣総理大臣（金融庁長官）に対して要請があり、内閣総理大臣（金融庁長官）が必要と認める場合には金融庁は検査を実施することが可能。」としているが、農協や漁協に対して、都道府県知事の要請を受けて検査を実施した事例があるのか、教示願いたい。

(答)

金融庁では、都道府県知事からの要請を受けて、農協及び漁協に対する検査を実施した事例はないが、現行法に規定された枠組みであり、都道府県知事からの検査実施の要請があれば適切に対応して参りたい。

④ 信用事業を行なう農協、漁協については、早期に金融庁が検査を実施するよう、現在の検査システムを改めるべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1. 信用事業を行う単位農協等に対する行政庁の検査・監督については、農業協同組合法に基づき、法定受託事務として、所管行政庁である都道府県知事が実施しているところ。
2. 農協等の行う信用事業は、農業生産力の増進等、銀行等の信用事業とは異なる独自の目的を担うものである。
また、農林中央金庫や農業協同組合連合会等と異なり、単位農協等は個別の農業者等に密着し、信用事業を行っているところ。
3. また、上記信用事業のほか、単位農協等は経済事業・共済事業等を総合的に行っており、信用事業と他の事業は密接な関係にあることから、農協等に対する検査・監督については、総合的に判断を行える都道府県知事が、第一義的に、実施することが好ましいものと認識している。
4. さらに、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に基づき、農林中央金庫も単位農協等に対し、信用事業の強化の観点から必要な指導を行っており、重層的なチェック体制が存在するところ。
5. 以上のことから、法令上、金融庁独自の権限に基づき単位農協等を検査することについては、慎重な検討が必要と考えられる。